

第90期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時20分）

開催場所

東京都千代田区九段南二丁目3番1号
（青葉第一ビル）
当社本社（7階会議室）

書面（議決権行使書）による議決権行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

目次

第90期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
（提供書面）	
事業報告	15
連結計算書類	30
計算書類	32
監査報告	34
株主総会会場ご案内図	

株式会社GSIクレオス

証券コード 8101

株 主 各 位

東京都千代田区九段南二丁目3番1号

株式会社 GSIクレオス

取締役社長 吉永直明

第90期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第90期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

本年は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権の行使をお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|---------------------|------|---|
| 1. 日 | 時 | 2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時20分） |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区九段南二丁目3番1号（青葉第一ビル）
当社本社（7階会議室）
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | 報告事項 | 1. 第90期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第90期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |
| | 決議事項 | 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 4. 招集にあたっての
決定事項 | | 議決権行使書面において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。 |

以 上

◎議決権の行使についてのご案内

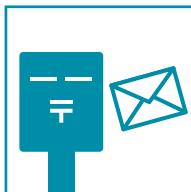
①株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人とすることができます。その際、ご本人および代理人の議決権行使書用紙と代理権を証明する書面の提出が必要になりますので、あらかじめご了承ください。

開催日：2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時20分）

②株主総会にご出席されない場合



書面による議決権行使をお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限：2020年6月25日（木曜日）午後5時30分到着分まで

◎つぎの事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定にもとづき、インターネット上の当社のウェブサイト (<http://www.gsi.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人および監査等委員会が監査をした対象の一部であります。

- ①事業報告の会社の体制および方針
- ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ③連結計算書類の連結注記表
- ④計算書類の株主資本等変動計算書
- ⑤計算書類の個別注記表

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト (<http://www.gsi.co.jp>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大が懸念されております。本株主総会にご出席される株主様は、開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。なお今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにてお知らせいたします。株主様におかれましては、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

<http://www.gsi.co.jp/ir/information/sokai.html>

◎剰余金の配当に関するお知らせ

当社は、株主のみなさまに対する利益還元を経営の重要政策と位置付け、安定的かつ継続的な利益還元を実施するとともに、配当性向25%以上を目指すことを基本方針としております。

この方針にもとづき、当期の配当につきましては、2020年5月15日開催の取締役会において、1株当たり前期比5円増配となる45円とすることを決定いたしました。これまで当社は、定時株主総会での決議をもって配当に関する事項を決定してはりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、定時株主総会の当初予定通りの開催が懸念される状況を踏まえ、2020年3月31日を基準日とする当期の配当の実施をいち早く決定すべく、取締役会での決議をもって決定させていただきました。

なお、当社は、配当に関する事項につきましては、取締役会の決議により決定できる旨を定款第38条に定めております。

1	配当財産の種類	金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき、金 45円 総額 281,725,605円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月29日

株主総会参考書類

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

議案および参考事項

第1号議案

定款一部変更の件

現行定款をつぎのとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

当社では、グループの企業価値の向上を図るため、取締役会の監督機能をより一層強化することで、経営の更なる健全性・透明性の向上に取り組んでおります。今般、執行役員の位置付けを明確化するとともに、業務執行の最高責任者である社長について、取締役ではなく、執行役員としての役位であることを明確にすることを目的として、現行定款をつぎのとおり変更いたします。

- (1) 役付取締役を廃止するものであります。
- (2) 執行役員に関する規定を新設するものであります。
- (3) 株主総会ならびに取締役会の招集権者および議長に関する規定を変更するものであります。
- (4) 会社業務の執行に関する規定を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容はつぎのとおりであります。なお、現行定款中、変更のない条文の記載は省略しております。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第12条 (記載省略) 第3章 株主総会	第1条～第12条 (現行どおり) 第3章 株主総会
第13条 (招集権者および議長) 法令に特に定められた場合のほか、 <u>取締役社長</u> は取締役会の決議に基づいて株主総会を招集し、その議長となる。 <u>取締役社長</u> に事故のあるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、他の取締役がこれに代る。	第13条 (招集権者および議長) 法令に特に定められた場合のほか、 <u>取締役社長執行役員</u> は取締役会の決議に基づいて株主総会を招集し、その議長となる。 <u>取締役社長執行役員</u> に事故のあるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、他の取締役がこれに代る。
第14条～第20条 (記載省略) 第4章 <u>取締役および取締役会</u>	第14条～第20条 (現行どおり) 第4章 <u>取締役、取締役会および執行役員</u>
第21条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議をもって会社を代表する代表取締役若干名を選定する。	第21条 (代表取締役) 取締役会は、その決議をもって会社を代表する代表取締役若干名を選定する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>取締役会は、その決議をもって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第22条 (会社業務の執行) <u>取締役社長は、取締役会の決議に基づいて会社業務を執行し、且つその全般を統轄する。</u></p> <p>2. <u>取締役副社長、専務取締役および常務取締役は、取締役社長を補佐し、取締役社長に事故のあるときは取締役会の決議をもって予め定めた順序により、その職務を行う。</u></p> <p>第23条 (取締役会の招集権者および議長) <u>法令に特に定められた場合のほか、取締役会長は取締役会を招集し、その議長となる。取締役会長が欠員のとき、または取締役会長に事故のあるときは取締役社長がこれに代り、取締役社長に事故のあるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>第24条～第40条 (記載省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第22条 (執行役員) <u>取締役会は、その決議をもって執行役員を選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議をもって会長執行役員、社長執行役員各1名を選定するほか、その他の役付執行役員を選定することができる。</u></p> <p>3. <u>執行役員に関する事項は、本定款に定めるもののほか、取締役会の定める執行役員規程による。</u></p> <p>第23条 (会社業務の執行) <u>社長執行役員は、取締役会の決議に基づいて会社業務を執行し、且つその全般を統轄する。</u></p> <p>2. <u>その他の役付執行役員は、社長執行役員を補佐し、社長執行役員に事故のあるときは取締役会の決議をもって予め定めた順序により、その職務を行う。</u></p> <p>第24条 (取締役会の招集権者および議長) <u>法令に特に定められた場合のほか、取締役会長執行役員は取締役会を招集し、その議長となる。取締役会長執行役員が欠員のとき、または取締役会長執行役員に事故のあるときは取締役社長執行役員がこれに代り、取締役社長執行役員に事故のあるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>第25条～第41条 (現行どおり)</p>

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）が任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定を行えるよう2名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者はつぎのとおりであります。

候補者番号	ふりがな	現在の当社における地位、担当および重要な兼職の状況	
1	よしながただあき 吉 永 直 明	代表取締役社長 兼 社長執行役員 欧米統括 兼 ナノテクノロジー事業担当 GSI Holding Corporation会長 兼 GSI Exim America, Inc. 会長	再任
2	なかやままさてる 中 山 正 輝	常務取締役 兼 常務執行役員 繊維事業部門統括 兼 大阪支店長	再任
3	おおにしふみひろ 大 西 文 博	取締役 兼 執行役員 管理部門統括	再任
4	にしむらひろき 西 村 裕 樹	取締役 兼 執行役員 工業製品事業部門統括	再任
5	はつとりかずのり 服 部 和 徳	社外取締役	再任 社外 独立

再任：再任取締役候補者

社外：社外取締役候補者

独立：独立役員候補者

候補者
番号

1

よし なが ただ あき
吉 永 直 明

(1955年10月9日生)

再任

所有する当社の株式の数… 19,285株
取締役会出席状況…………… 16/16回
取締役在任年数…………… 13年

略歴、当社における地位、担当

1979年 4月	当社入社	2012年 6月	当社常務取締役
2002年 7月	GSI Holding Corporation社長 兼 GSI Exim America,Inc.社長	2013年 4月	GSI Holding Corporation社長 兼 GSI Exim America,Inc.社長
2007年 6月	当社取締役 兼 工業製品事業部門統括補佐	2015年 4月	当社工業製品事業部門統括 兼 工業製品事業戦略室長
2009年 6月	当社工業製品事業部門統括 兼 米州統括	2016年 6月	当社常務取締役 兼 常務執行役員
2010年 4月	GSI Holding Corporation会長 兼 GSI Exim America,Inc.会長 (現任)	2017年12月	当社代表取締役社長 兼 社長執行役員 (現任)
2012年 4月	当社欧米統括 兼 ナノテクノロジー事業担当 (現任)		

重要な兼職の状況

GSI Holding Corporation 会長
GSI Exim America,Inc. 会長

取締役候補者とした理由

当社において経営企画・財務業務に従事した後、工業製品事業部門の営業業務に加え海外子会社のマネジメントも経験し、取締役を経て2012年より常務取締役、2015年より工業製品事業部門統括として経営に携わりました。2017年12月に代表取締役社長に就任し、事業の拡大と更なるグローバル化の進展を目標に掲げました。2018年8月には中期経営計画を公表し、「進化と成長」をキーワードにして企業価値の向上に向け、経営トップとして邁進しております。当社グループにおける国際的かつ広範な業務経験と管理・運営に関する高い知見を有していることから、監査等委員でない取締役の候補者としていたしました。

候補者
番号

2

なか やま まさ てる
中山 正輝

(1957年9月19日生)

再任

所有する当社の株式の数… 11,153株
取締役会出席状況…………… 16/16回
取締役在任年数…………… 11年

略歴、当社における地位、担当

1980年4月	当社入社	2013年4月	当社繊維事業部門統括（現任）
2001年4月	当社繊維原料事業本部繊維原料第三部長	2014年10月	当社大阪支店長（現任）
2006年4月	当社繊維事業本部テキスタイル第一部長	2015年4月	当社繊維事業戦略室長
2007年4月	当社テキスタイル第一部長	2015年6月	当社常務取締役
2009年6月	当社取締役 兼 繊維事業部門統括補佐	2016年4月	当社繊維事業戦略室長
2012年6月	当社繊維事業部門副統括	2016年6月	当社常務取締役 兼 常務執行役員（現任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

当社において一貫して繊維原料を中心とする繊維事業部門の営業に従事し、取締役を経て2013年より繊維事業部門統括、2015年より常務取締役として経営に携わってまいりました。2018年8月に公表した中期経営計画では、当社繊維事業部門の戦略の策定と実行において中心的な役割を果たしております。当社の繊維事業部門における豊富な業務経験と実績および繊維事業の改善や拡大に向けた明確なビジョンを有していることから、監査等委員でない取締役の候補者といたしました。

候補者
番号

3

おお にし ふみ ひろ
大西 文博

(1960年12月25日生)

再任

所有する当社の株式の数… 6,380株
取締役会出席状況…………… 15/16回
取締役在任年数…………… 5年

略歴、当社における地位、担当

1983年4月	当社入社	2016年6月	当社取締役 兼 執行役員（現任）
2011年4月	当社経営企画部長	2018年4月	当社管理部門副統括 兼 人事総務部長
2015年6月	当社取締役	2020年4月	当社管理部門統括（現任）
2015年12月	当社 I R 担当		

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

当社において主に経営企画を中心とする管理業務に従事した後、経営企画部長に就任し、2015年より取締役として経営に携わってまいりました。2018年より管理部門副統括兼人事総務部長として、同年8月に公表した中期経営計画では、人材の充実をはじめとする企業風土改革への対応に取り組み、2020年4月に管理部門統括に就任しました。当社の海外を含む管理部門における豊富な業務経験と実績を有していることから、監査等委員でない取締役の候補者といたしました。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者
番号

4

にし むら ひろ き
西村 裕樹

(1961年2月5日生)

再任

所有する当社の株式の数…	3,380株
取締役会出席状況……………	16/16回
取締役在任年数……………	2年

略歴、当社における地位、担当

2001年11月	当社入社	2016年6月	当社執行役員
2009年4月	当社プラスチック販売部長	2018年4月	当社工業製品事業部門統括（現任）
2013年4月	当社工業製品事業戦略室長	2018年6月	当社取締役 兼 執行役員（現任）
2015年4月	当社プラスチック販売部長		

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

当社において一貫してフィルム、樹脂原料を中心とする工業製品事業部門の営業に従事し、プラスチック販売部長、工業製品事業戦略室長を歴任しました。その後、2018年6月に取締役就任し、工業製品事業部門統括として経営に携わっております。2018年8月に公表した中期経営計画では、当社工業製品事業部門の戦略の策定と実行において中心的な役割を果たしております。当社の工業製品事業における豊富な業務経験と実績を有し、かつ関係業界の動向にも精通していることから、監査等委員でない取締役の候補者としたしました。

候補者
番号

5

はつとり かず のり
服部 和徳

(1956年10月20日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式の数… 200株
取締役会出席状況… 16/16回
取締役在任年数… 2年

略歴、当社における地位、担当

1980年 4月	グンゼ株式会社入社	2014年 6月	同社代表取締役常務取締役
2008年 6月	同社取締役 兼 執行役員プラスチックカンパニー長		兼 常務執行役員経営戦略部長 兼 CHO 兼 CCSRO
2012年 4月	同社取締役 兼 執行役員経営戦略部長 兼 CMAO	2016年 4月	同社代表取締役常務取締役 兼 常務執行役員電子部品事業部長
2013年 6月	同社常務取締役 兼 常務執行役員経営戦略部長 兼 CHO 兼 CCSRO 兼 CRO	2016年 6月	同社常務執行役員電子部品事業部長
		2018年 4月	同社電子部品事業部長付
		2018年 6月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

社外取締役候補者とした理由

グンゼ株式会社において代表権を有する常務取締役を務め、長年にわたり経営者として特にプラスチック分野において同社の発展に多大な貢献をしてこられました。その後、2018年6月に当社の社外取締役に就任しました。大企業の経営者としての経験および当社関連業界に対する豊富な知識を持ち、それに裏付けされた業務執行者に対する監督機能の発揮を期待できることから、監査等委員でない社外取締役の候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項は、つぎのとおりであります。
- (1) 服部和徳氏は社外取締役候補者であります。
 - (2) 当社は現在、服部和徳氏と会社法第427条第1項の規定にもとづき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏をご選任いただいた場合には、当社は、同氏と当該契約を継続する予定であります。当該契約の内容の概要は以下のとおりであります。
 - ①損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。
 - ②当該責任限定が認められるのは、取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られるものとする。
 - (3) 当社は、服部和徳氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ておりますが、ご選任いただいた場合には、同氏を引き続き独立役員に指定する予定であります。
 - (4) 服部和徳氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者はつぎのとおりであります。

候補者番号	ふりがな	現在の当社における地位、担当および重要な兼職の状況	
1	あらきやすし 荒木靖司	常務取締役 兼 常務執行役員 社長補佐	新任
2	はやのたかふみ 早野貴文	社外取締役（監査等委員） セントラル法律事務所弁護士 兼 株式会社日本テクナート社外取締役	再任 社外 独立
3	かとうよしえ 加藤芳江	公認会計士加藤会計事務所所長 兼 GNJコンサルティング 株式会社代表取締役 兼 ひかり監査法人社員	新任 社外 独立 女性

再任：再任取締役候補者

新任：新任取締役候補者

社外：社外取締役候補者

独立：独立役員候補者

女性：女性取締役候補者

候補者
番号

1

あら き やす し
荒木 靖司 (1958年2月1日生)

新任

所有する当社の株式の数… 8,853株
取締役会出席状況… 16/16回
取締役在任年数… 8年

略歴、当社における地位、担当

1981年4月	当社入社	2016年6月	当社取締役 兼 執行役員
2006年4月	当社工業製品事業本部ホビ一部長	2018年4月	当社管理部門統括 兼 I R 担当 兼 経営企画部長
2011年4月	当社人事総務部長	2018年6月	当社常務取締役 兼 常務執行役員 (現任)
2012年6月	当社取締役	2020年4月	当社社長補佐 (現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

当社において主にホビー関連の営業に従事した後、人事総務部長を務め、2012年より取締役として経営に携わってまいりました。2018年に管理部門統括兼 I R 担当に就任し、同年8月に公表した中期経営計画では、新しい経営管理体制の構築に取り組んでまいりました。当社の事業部門および管理部門での豊富な業務経験と実績および長年の経営で培った情報の収集力・分析力を有していることから、監査等委員である取締役の候補者いたしました。

候補者
番号

2

はや の たか ふみ
早野 貴文 (1954年9月19日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式の数… 1,000株
取締役会出席状況… 16/16回
取締役在任年数… 2年

略歴、当社における地位、担当

1984年4月	弁護士登録 (第36期)	2013年11月	株式会社日本テクナート社外取締役 (現任)
1984年4月	セントラル法律事務所入所 (現任)	2018年6月	当社社外取締役 (監査等委員) (現任)

重要な兼職の状況

セントラル法律事務所弁護士
株式会社日本テクナート社外取締役

社外取締役候補者とした理由

弁護士としての高い見識と豊富な経験にもとづき、2018年より当社社外取締役として経営を適切に監督してまいりました。社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、法律の専門家としての豊富な経験・知識と社外取締役としての実績を有していることから、監査等委員である社外取締役の候補者いたしました。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者
番号

3

かとう よしえ
加藤 芳江 (1964年12月11日生)

新任

社外

独立

女性

所有する当社の株式の数…

0株

略歴、当社における地位、担当

1995年 4月	公認会計士登録	2014年 9月	GNJコンサルティング株式会社代表取締役
1999年10月	公認会計士加藤会計事務所所長 (現任)		(現任)
		2016年 7月	ひかり監査法人社員 (現任)

重要な兼職の状況

公認会計士加藤会計事務所所長
GNJコンサルティング株式会社代表取締役
ひかり監査法人社員

社外取締役候補者とした理由

公認会計士としての高い見識と豊富な経験を有するとともに、企業会計に精通しており、それらを当社の監査等に活かしていただくためであります。コンサルティング会社の代表を務められていることから経営への見識があり、会計の専門家としての豊富な経験・知識にもとづく適法性や妥当性等に係る提言を期待できることから、監査等委員である社外取締役の候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 荒木靖司氏をご選任いただいた場合には、当社は、同氏と会社法第427条第1項の規定にもとづき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- ①損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。
 - ②当該責任限定が認められるのは、取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られるものとする。
3. 社外取締役候補者に関する事項は、つぎのとおりであります。
- (1) 早野貴文および加藤芳江の両氏は社外取締役候補者であります。
 - (2) 当社は、現在、早野貴文氏と会社法第427条第1項の規定にもとづき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏をご選任いただいた場合には、当社は、同氏と当該契約を継続する予定であります。また、加藤芳江氏をご選任いただいた場合には、当社は同氏と会社法第427条第1項の規定にもとづき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。両氏との契約の内容の概要は以下のとおりであります。
 - ①損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。
 - ②当該責任限定が認められるのは、取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られるものとする。 - (3) 当社は、早野貴文氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ておりますが、ご選任いただいた場合には、同氏を引き続き独立役員に指定する予定であります。また、加藤芳江氏をご選任いただいた場合には、同氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 - (4) 早野貴文氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって2年となります。

2018年6月28日開催の第88期定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されました合田勝義氏の選任の効力は、当社定款第20条の規定により本総会の開始の時までとされており、つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

ただし、本議案における選任の効力は、就任前に限り、かつ監査等委員会の同意を得ることを条件として、取締役会の決議により、その選任の効力を取り消すことができるものといたします。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、つぎのとおりであります。

ごう だ しん いち
合田 信一 (1980年7月14日生)

所有する当社の株式の数… 0株

略歴、当社における地位、担当

2007年12月 弁護士登録（第60期）
石原総合法律事務所入所

2013年1月 合田法律事務所入所（現任）

重要な兼職の状況

合田法律事務所弁護士

補欠の社外取締役候補者とした理由

直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務の様々な分野における豊富な経験と、高度な専門的知識を有していることから、補欠の監査等委員である社外取締役の候補者としたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 合田信一氏は補欠の社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する事項は、つぎのとおりであります。

合田信一氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は、同氏と会社法第427条第1項の規定にもとづき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約の内容の概要は以下のとおりであります。

①損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

②当該責任限定が認められるのは、取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られるものとする。

以上

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出が減少傾向にある中、製造業を中心に企業収益にかげりが見え始め、また、長引く米中貿易摩擦や中東情勢の緊迫化などの影響により、景気の先行きは不透明な状況が続きました。さらには、2020年年初からの新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大により、世界経済はより一層減速感を増す状況となりました。

こうした中、当社グループは、2021年3月期を最終年度とする3カ年の中期経営計画で掲げた、「海外売上高の拡大」や「収益性の向上」などの重点施策に取り組んでまいりましたが、暖冬などの天候不順や新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける結果となりました。感染症拡大の影響は主に繊維関連事業に及び、中国での生産が遅延し物流も停滞するなど、サプライチェーンに乱れが生じました。

当期の業績につきましては、売上高は、前期比22,938百万円、16.6%減収の115,548百万円となりました。売上総利益は、前期比780百万円、5.9%減益の12,384百万円、営業利益は、前期比492百万円、29.2%減益の1,191百万円、経常利益は、前期比447百万円、26.9%減益の1,213百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比143百万円、12.4%減益の1,008百万円となりました。

売上高

115,548
百万円



営業利益

1,191
百万円



経常利益

1,213
百万円



親会社株主に帰属する当期純利益

1,008
百万円



セグメント別の状況はつぎのとおりであります。

<繊維関連事業>

- インナー用機能糸・生地の海外販売およびパンスト・タイツ用加工糸の取引が減少しました。
- 中国におけるインナー製品のOEM取引がやや減少し、婦人ファンデーションの取引も低調に推移しました。
- 欧米向けのアウター用生地取引およびアウター製品の取引は増加しました。

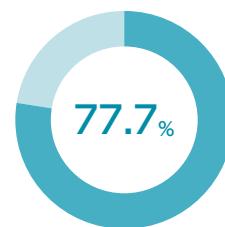
以上の結果、当事業全体では、売上高は、前期比20,007百万円、18.2%減収の89,782百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前期比419百万円、44.2%減益の529百万円となりました。

<工業製品関連事業>

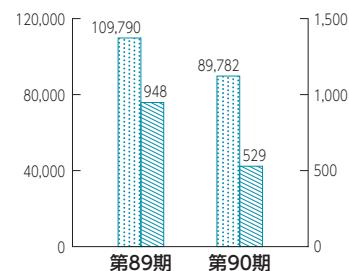
- 塗料原料の取引が増加しましたが、フィルム関連の取引および米国における化学品の取引は低調に推移しました。
- 「環境関連事業の拡大」に向けて、前期から開始した生分解性プラスチック関連の取引は堅調に推移しました。
- 中国製半導体基板および機械装置の取引は減少しました。
- ホビー関連の取引は輸出取引を中心に増加し、化粧品原料の取引は堅調に推移しました。

以上の結果、当事業全体では、売上高は、前期比2,931百万円、10.2%減収の25,766百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前期比183百万円、13.6%減益の1,170百万円となりました。

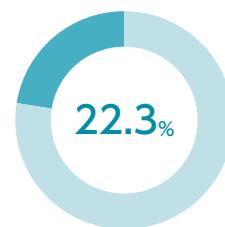
売上構成比



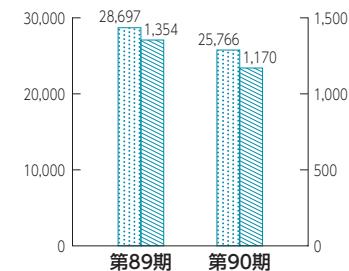
■売上高／■営業利益（単位：百万円）



売上構成比



■売上高／■営業利益（単位：百万円）



事業セグメント別売上高

(単位：百万円)

区 分	第 90 期		第 89 期		比 較	
	2019年4月～2020年3月		2018年4月～2019年3月			
	金 額	構成比%	金 額	構成比%	金 額	増減率%
織 維 関 連 事 業	89,782	77.7	109,790	79.3	-20,007	-18.2
工 業 製 品 関 連 事 業	25,766	22.3	28,697	20.7	-2,931	-10.2
合 計	115,548	100.0	138,487	100.0	-22,938	-16.6

(注) 上記は外部顧客に対する売上高を記載しております。

2. 対処すべき課題

当社グループは、2020年ビジョン「ニッチな分野でグローバルに独自の機能を提供する事業創造型商社として社会に貢献する」のもと、2021年3月期を最終年度とする3ヵ年の中期経営計画を策定いたしました(2018年8月3日公表)。計画策定時には想定していなかった新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経営環境は厳しさを増しておりますが、感染症拡大による影響への対応を徹底しながら、人材教育の充実とIT基盤の強化などによる「人材の充実と働き方改革への対応」を含めた「重点施策」を着実に実行することにより、収益基盤の強化と財務体質の改善を進め、成長路線への転換を図ってまいります。

(※)ニッチな分野とは、市場規模の大小を問わず、広範囲な対象事業領域の中で、メーカーが直接攻めにくく、他商社の追従を許さない、当社グループが得意としている商材や事業分野をいいます。

中期経営計画の概要はつぎのとおりです。

【基本方針】

「進化と成長」をキーワードにして組織・人の強化を図り、当社グループの強みを総合力として活かし、新たな価値を創造し提供する。

- ①世界で稼ぐ力の強化徹底
- ②当社主導ビジネスモデルの深耕
- ③重点事業・新規事業への経営資源投入
- ④グループ連携の強化

【重点施策】

①海外売上高の拡大

「海外現地法人の経営・営業力強化」、「現地社員の計画的育成」や「海外拠点との連携による事業戦略の実行」により、海外売上高の拡大を図る。

②収益性の向上

「戦略パートナーとの関係強化」、「バリューチェーンによる付加価値の向上」、「新規事業の創出」や「業務効率化の推進」により、収益性の向上を図る。

③人材の充実と働き方改革への対応

「グローバル人材およびプロフェッショナル人材の育成強化」、「社員の能力開発促進」や「女性管理職の登用」により、人材の充実を図るとともに、働き方改革に対応する。

④内部統制システムの充実とリスク管理の徹底

「不採算事業への対処徹底」、「社員のコンプライアンスマインドの醸成」や「経営および事業におけるリスクマネジメントの即時対応力強化」により、内部統制システムの充実を図るとともに、徹底したリスク管理を行う。

株主のみなさまにおかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

3. 財産および損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 8 7 期 2017年 3 月期	第 8 8 期 2018年 3 月期	第 8 9 期 2019年 3 月期	第 9 0 期 2020年 3 月期
売 上 高 (百万円)	141,532	133,727	138,487	115,548
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,634	913	1,152	1,008
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	253.30	141.62	178.92	159.85
総 資 産 (百万円)	65,476	62,677	61,618	58,532
純 資 産 (百万円)	17,963	18,916	18,991	19,193
自 己 資 本 比 率 (%)	27.4	30.2	30.8	32.8
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	2,783.86	2,932.15	3,006.92	3,065.74
ROE [自己資本当期純利益率] (%)	9.7	5.0	6.1	5.3
ROA [総資産当期純利益率] (%)	2.4	1.4	1.9	1.7

- (注) 1. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産は、小数点以下第3位をそれぞれ四捨五入して表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 2017年10月1日付で、普通株式10株を1株にする株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益および1株当たり純資産につきましては、第87期の期首に株式併合が行われたと仮定して算出しております。
 4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を第89期より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、第88期の金額は組替え後の金額で表示しております。

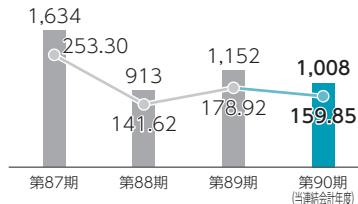
■ 売上高

(単位：百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 / ● 1株当たり当期純利益

(単位：百万円/円)



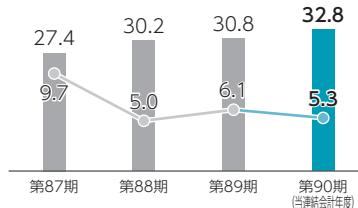
■ 総資産 / ■ 純資産 / ● ROA

(単位：百万円/%)



■ 自己資本比率 / ● ROE

(単位：%)



(2) 当社の財産および損益の状況

区 分	第 8 7 期 2017年 3 月期	第 8 8 期 2018年 3 月期	第 8 9 期 2019年 3 月期	第 9 0 期 2020年 3 月期
売 上 高 (百万円)	77,212	71,112	73,588	64,227
当 期 純 利 益 (百万円)	506	425	661	945
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	78.43	65.89	102.74	149.80
総 資 産 (百万円)	43,540	42,636	39,518	36,860
純 資 産 (百万円)	12,420	12,864	12,644	12,947
自 己 資 本 比 率 (%)	28.5	30.2	32.0	35.1
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	1,924.88	1,994.08	2,001.89	2,068.10

- (注) 1. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産は、小数点以下第3位をそれぞれ四捨五入して表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 2017年10月1日付で、普通株式10株を1株にする株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益および1株当たり純資産につきましては、第87期の期首に株式併合が行われたと仮定して算出しております。
 4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第89期より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、第88期の金額は組替え後の金額で表示しております。

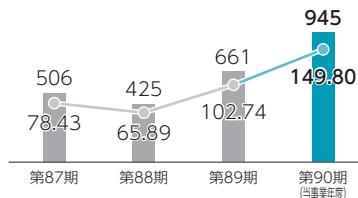
■ 売上高

(単位: 百万円)



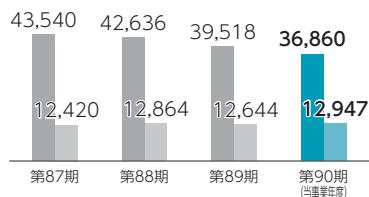
■ 当期純利益 /

● 1株当たり当期純利益 (単位: 百万円/円)



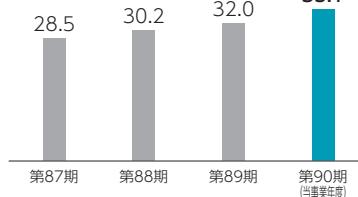
■ 総資産 / ■ 純資産

(単位: 百万円)



■ 自己資本比率

(単位: %)



4. 重要な子会社の状況（2020年3月31日現在）

会社名	所在地	資本金	出資比率 (間接所有を含む)	主要な事業内容
株式会社セントラル科学貿易	東京都江東区	100 百万円	100.00 %	理化学機器等の販売
大三紙化工業株式会社	埼玉県北葛飾郡	50 百万円	100.00	紙管の製造販売
株式会社オフィス・メイト	東京都千代田区	40 百万円	100.00	不動産の管理業務等
株式会社ジーマーク	東京都千代田区	46 百万円	100.00	家具、花火等の輸入販売
株式会社いずみ	大阪府中央区	90 百万円	100.00	婦人用インナーの企画、製造および販売
GSIマルロンテックス株式会社	東京都中央区	85 百万円	100.00	ストッキング・ソックス用原糸の燃糸加工および販売
株式会社クレオスアパレル	東京都品川区	10 百万円	100.00	婦人衣料品および関連商品の企画、製造、販売
株式会社G S I A B R O S	東京都中央区	10 百万円	82.00	ニット製品の販売
GSI Holding Corporation	米国・ニューヨーク	1,010 千米ドル	100.00	米国における持株会社
GSI Exim America, Inc.	米国・ニューヨーク	2,000 千米ドル	100.00	商品の仕入・販売
GSI Europe-Import+Export GmbH	ドイツ・デュッセルドルフ	665 千ユーロ	100.00	商品の仕入・販売
GSI Trading Hong Kong Ltd.	中国・香港	13,865 千香港ドル	100.00	商品の仕入・販売
GSI Creos China Co., Ltd.	中国・上海	40,231 千人民元	100.00	商品の仕入・販売
GSI (Shenzhen) Ltd.	中国・深圳	69,570 千人民元	100.00	商品の仕入・販売
GSI Creos Korea Co., Ltd.	韓国・ソウル	780,000 千ウォン	100.00	商品の仕入・販売

(注) 1. 株式会社オフィス・メイトに対する出資比率のうち、20.63%は間接所有によるものであります。

2. GSI Exim America, Inc.に対する出資比率は、間接所有によるものであります。

3. GSI (Shenzhen) Ltd.に対する出資比率は、間接所有によるものであります。

5. 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、素材から製品までの繊維関連事業および機械、化成品、その他商品の工業製品関連事業を営んでおります。

事業セグメント	主要商品
繊維関連事業	化繊糸、化繊織物、肌着、靴下、婦人服、紳士服他
工業製品関連事業	機械、化成品、ホビーカラー、理化学機器、紙管、花火、不動産管理のサービス他

6. 主要な営業所等 (2020年3月31日現在)

(1) 当社

本社	東京都千代田区九段南二丁目3番1号
支店	大阪 (大阪市中央区)
営業所等	日本橋 (東京都中央区) 北陸 (福井県福井市) 福岡 (福岡市博多区) ナノカーボン開発センター (川崎市川崎区)
海外事務所	上海

(2) 子会社

前記「4. 重要な子会社の状況」に記載の所在地に主要な営業所を有しております。

7. 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
繊維関連事業	295 [167] 名	10 [11] 名
工業製品関連事業	232 [8]	6 [-3]
全社(共通)	129	-5
合計	656 [175]	11 [8]

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 従業員数には嘱託社員を含んでおります。
 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
301 [24] 名	10 [-3] 名	41.7 歳	16.3 年

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 従業員数には嘱託社員75名を含んでおります。なお、平均年齢、平均勤続年数には嘱託社員を含めておりません。

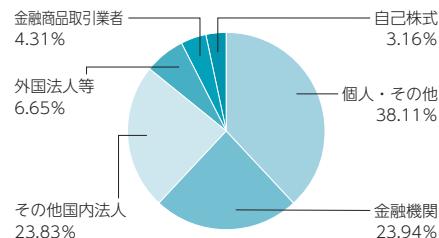
8. 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,839 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,824
株式会社三井住友銀行	2,155
農林中央金庫	2,150

2 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 20,000,000株
2. 発行済株式の総数 6,464,971株
(自己株式204,402株を含む。)
3. 株主数 5,436名

株主構成（所有者別株式数の割合）



4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数 千株	持株比率 %
グンゼ株式会社	932	14.89
日本生命保険相互会社	232	3.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	226	3.62
東レ株式会社	198	3.17
株式会社三菱UFJ銀行	189	3.03
株式会社みずほ銀行	189	3.03
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	143	2.30
株式会社北國銀行	136	2.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	118	1.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	100	1.61

- (注) 1. 当社は、自己株式を204,402株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率については、自己株式（204,402株）を控除して算出し、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

5. その他株式に関する重要な事項

(1) 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の割当

当社は、2019年6月26日開催の第89期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いただいております。その上で、2019年7月19日開催の取締役会で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）6名に対して割当てる譲渡制限付株式報酬として、自己株式9,731株の処分を決議し、同年8月9日に払込手続を完了いたしました。

(2) 自己株式の取得

当社は、会社法第459条第1項の規定による定款第38条の定めにもとづき、資本効率の向上を図るとともに、将来の機動的な資本戦略に備えて、以下のとおり、市場買付にて自己株式を取得いたしました。2020年2月3日開催の当社取締役会決議にもとづく自己株式の取得

取得日	2020年2月4日
取得した株式の種類	普通株式
取得した株式の総数	64,700株
株式の取得価額の総額	79,581,000円（1株につき1,230円）

3 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（2020年3月31日現在）

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
吉 永 直 明	代表取締役社長 兼 社長執行役員	欧米統括 兼 ナノテクノロジー事業担当 兼 GSI Holding Corporation会長 兼 GSI Exim America, Inc.会長
中 山 正 輝	常務取締役 兼 常務執行役員	繊維事業部門統括 兼 大阪支店長
荒 木 靖 司	常務取締役 兼 常務執行役員	管理部門統括 兼 I R 担当
新 美 一 夫	取締役 兼 執行役員	繊維事業部門副統括 兼 アジア統括 兼 GSI Trading Hong Kong Ltd.総経理
大 西 文 博	取締役 兼 執行役員	管理部門副統括 兼 人事総務部長
西 村 裕 樹	取締役 兼 執行役員	工業製品事業部門統括
服 部 和 徳	社外取締役	
松 下 康 彦	取締役（監査等委員・常勤）	
後 藤 芳 浩	社外取締役（監査等委員）	公認会計士後藤事務所所長
早 野 貴 文	社外取締役（監査等委員）	セントラル法律事務所弁護士 兼 株式会社日本テクナート社外取締役

- (注) 1. 社外取締役（監査等委員）後藤芳浩氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、同氏が兼職している他の法人等と当社との間に特別な関係はありません。
2. 社外取締役（監査等委員）早野貴文氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務全般に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、同氏が兼職している他の法人等と当社との間に特別な関係はありません。
3. 当社は、社外取締役服部和徳氏、社外取締役（監査等委員）後藤芳浩氏および早野貴文氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 当事業年度中の取締役の会社における地位、担当および重要な兼職の異動は、つぎのとおりであります。

氏名	旧	新	異動年月日
荒木 靖 司	常務執行役員 兼 管理部門統括 兼 I R 担当 兼 経営企画部長	常務執行役員 兼 管理部門統括 兼 I R 担当	2019年4月1日

5. 監査等委員会の社内および関係会社からの円滑な情報収集や業務監査室等の内部監査部門との緊密なやり取りを通じた連携の実効性の確保のため、松下康彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。

6. 社外取締役服部和徳氏、取締役（監査等委員・常勤）松下康彦氏、社外取締役（監査等委員）後藤芳浩氏および早野貴文氏は、当社と会社法第427条第1項の規定にもとづき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

7. 当事業年度末日後に生じた取締役の会社における地位、担当および重要な兼職の異動は、つぎのとおりであります。

氏名	旧	新	異動年月日
荒木 靖 司	常務執行役員 兼 管理部門統括 兼 I R 担当	常務執行役員 兼 社長補佐	2020年4月1日
新美 一 夫	執行役員 兼 繊維事業部門副統括 兼 アジア統括 兼 GSI Trading Hong Kong Ltd.総経理	執行役員 兼 アジア統括 兼 GSI Trading Hong Kong Ltd.総経理	2020年4月1日
大西 文 博	執行役員 兼 管理部門副統括 兼 人事総務部長	執行役員 兼 管理部門統括	2020年4月1日

2. 取締役の報酬等の総額

取締役（監査等委員を除く。） 7名 128百万円（うち社外取締役1名 5百万円）

取締役（監査等委員） 3名 28百万円（うち社外取締役2名 10百万円）

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 2016年6月29日開催の第86期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の限度額は年額204百万円以内（うち社外取締役分は年額15百万円以内とする。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、監査等委員である取締役の報酬等の限度額は年額60百万円以内と決議いただいております。また、左記の報酬枠とは別枠として、2019年6月26日開催の第89期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して支給する譲渡制限付株式の割当てのための金銭報酬債権の総額を年額60百万円以内として設定することを決議いただいております。

3. 上記の取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の総額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額9百万円（取締役6名に対し9百万円）および当事業年度に係る役員賞与引当金の繰入額14百万円（取締役6名に対し14百万円）が含まれております。

3. 社外役員に関する事項

(1)他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役（監査等委員）後藤芳浩氏は、公認会計士後藤事務所所長であります。公認会計士後藤事務所と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）早野貴文氏は、株式会社日本テクナートの社外取締役であります。株式会社日本テクナートと当社との間には特別な関係はありません。

(2)当事業年度における主な活動状況

氏名	区分	出席状況（出席率）		主な活動状況
		取締役会	監査等委員会	
服部和徳	社外取締役	16回中16回 (100%)	—	経営者としての経験と当社関連業界に関する知識を活かし、適宜質問、意見を述べております。
後藤芳浩	社外取締役 監査等委員	16回中16回 (100%)	23回中23回 (100%)	公認会計士としての専門的見地から、適宜質問、意見を述べております。
早野貴文	社外取締役 監査等委員	16回中16回 (100%)	23回中23回 (100%)	弁護士としての専門的見地から、適宜質問、意見を述べております。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

監査法人保森会計事務所

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43 <small>百万円</small>
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	43

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積の根拠等について確認および審議した結果、当該監査法人の報酬等の額が妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。
3. 当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けている海外の子会社があります。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況等を勘案し、会計監査人の変更が必要と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意にもとづき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主のみなさまに対する利益還元を経営の重要政策と位置付け、安定的かつ継続的な利益還元を実施するとともに、配当性向25%以上を目指すことを基本方針としております。

この方針にもとづき、当期の配当につきましては、2020年5月15日開催の取締役会において、1株当たり前期比5円増配となる45円とすることを決定いたしました。これまで当社は、定時株主総会での決議をもって配当に関する事項を決定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、定時株主総会の当初予定通りの開催が懸念される状況を踏まえ、2020年3月31日を基準日とする当期の配当の実施をいち早く決定すべく、取締役会での決議をもって決定させていただきました。

なお、当社は、配当に関する事項につきましては、取締役会の決議により決定できる旨を定款第38条に定めております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	48,258	流 動 負 債	38,599
現金及び預金	11,899	支払手形及び買掛金	21,124
受取手形及び売掛金	25,432	短期借入金	13,757
商 品	9,382	1年内返済予定の長期借入金	136
未 着 商 品	264	リ ー ス 債 務	86
そ の 他	1,469	未 払 法 人 税 等	89
貸 倒 引 当 金	△190	賞 与 引 当 金	454
固 定 資 産	10,273	役 員 賞 与 引 当 金	15
有 形 固 定 資 産	4,425	そ の 他	2,935
建 物 及 び 構 築 物	1,436	固 定 負 債	739
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	162	長 期 借 入 金	173
工 具 、 器 具 及 び 備 品	88	リ ー ス 債 務	163
土 地	2,534	繰 延 税 金 負 債	267
リ ー ス 資 産	203	退 職 給 付 に 係 る 負 債	125
無 形 固 定 資 産	463	資 産 除 去 債 務	10
リ ー ス 資 産	352	負 債 合 計	39,339
そ の 他	110	(純 資 産 の 部)	
投 資 其 他 の 資 産	5,384	株 主 資 本	19,550
投 資 有 価 証 券	2,508	資 本 金	7,186
出 資 金	967	資 本 剰 余 金	855
長 期 貸 付 金	523	利 益 剰 余 金	11,754
繰 延 税 金 資 産	540	自 己 株 式	△245
退 職 給 付 に 係 る 資 産	344	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△357
そ の 他	658	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△284
貸 倒 引 当 金	△158	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
資 産 合 計	58,532	為 替 換 算 調 整 勘 定	△114
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	41
		純 資 産 合 計	19,193
		負 債 純 資 産 合 計	58,532

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		115,548
売上原価		103,164
売上総利益		12,384
販売費及び一般管理費		11,193
営業利益		1,191
営業外収益		297
受取利息	109	
受取配当金	57	
受取地代家賃	6	
持分法による投資利益	11	
為替差益	32	
その他	78	
営業外費用		275
支払利息	186	
持分法による投資損失	23	
貸倒引当金繰入額	27	
その他	37	
経常利益		1,213
特別利益		42
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	10	
出資金売却益	30	
その他	1	
特別損失		11
固定資産除却損	6	
出資金評価損	0	
その他	4	
税金等調整前当期純利益		1,245
法人税、住民税及び事業税		280
法人税等調整額		△44
当期純利益		1,008
親会社株主に帰属する当期純利益		1,008

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	26,529	流 動 負 債	23,892
現 金 及 び 預 金	6,069	支 払 手 形	1,166
受 取 手 形	3,356	買 掛 金	9,669
売 掛 金	10,588	短 期 借 入 金	11,128
未 着 商 品	5,681	リ ー ス 債 務	24
未 関 係 会 社 短 期 貸 付 金	13	未 払 金	934
未 収 入 金	42	未 払 法 人 税 等	35
そ の 他 金	763	未 払 事 業 所 税	9
貸 倒 引 当 金	184	未 払 費 用	0
	△170	預 り 金	406
固 定 資 産	10,330	賞 与 引 当 金	258
有 形 固 定 資 産	1,989	役 員 賞 与 引 当 金	14
建 物	520	そ の 他	245
機 械 及 び 装 置	1	固 定 負 債	20
工 具 、 器 具 及 び 備 品	40	リ ー ス 債 務	20
土 地	1,414	負 債 合 計	23,912
リ ー ス 資 産	12	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	396	株 主 資 本	13,224
リ ー ス 資 産	343	資 本 金	7,186
そ の 他	53	資 本 剰 余 金	913
投 資 そ の 他 の 資 産	7,944	資 本 準 備 金	913
投 資 有 価 証 券	2,423	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
関 係 会 社 株 式	2,610	利 益 剰 余 金	5,369
出 資 金	143	利 益 準 備 金	131
関 係 会 社 出 資 金	1,020	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,238
長 期 貸 付 金	453	繰 越 利 益 剰 余 金	5,238
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	809	自 己 株 式	△245
固 定 化 営 業 債 権	144	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△276
長 期 前 払 費 用	17	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△277
前 払 年 金 費 用	285	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
長 期 保 証 金	208	純 資 産 合 計	12,947
繰 延 税 金 資 産	426	負 債 純 資 産 合 計	36,860
そ の 他 金	99		
貸 倒 引 当 金	△699		
資 産 合 計	36,860		

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	64,227
売上原価	57,211
売上総利益	7,015
販売費及び一般管理費	6,388
営業利益	626
営業外収益	668
受取利息	36
受取配当金	484
為替差益	15
経営指導料	115
その他	16
営業外費用	240
支払利息	133
貸倒引当金繰入	81
その他	26
経常利益	1,054
特別利益	35
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	3
出資金の売却益	30
その他	1
特別損失	10
固定資産除却損	6
その他	4
税引前当期純利益	1,080
法人税、住民税及び事業税	153
法人税等調整額	△19
当期純利益	945

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社G S Iクレオス
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所
東京都港区

代表社員 公認会計士 横山 博 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 小山 貴久 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社G S Iクレオスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社G S Iクレオス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社G S I フレオス
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所
東京都港区

代表社員 公認会計士 横山 博 ㊟
業務執行社員
代表社員 公認会計士 小山 貴久 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社G S I フレオスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第90期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月27日

株式会社G S I クレオス 監査等委員会
 監査等委員（常勤） 松下 康彦 ㊟
 監査等委員 後藤 芳浩 ㊟
 監査等委員 早野 貴文 ㊟

(注) 監査等委員後藤芳浩及び早野貴文は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

1. 場所 東京都千代田区九段南二丁目3番1号（青葉第一ビル）
当社本社（7階会議室）
電話 (03) 5211-1829
2. 交通機関 東京メトロ 東西線
半蔵門線 } 九段下駅2番出口より徒歩約8分
都営地下鉄 新宿線 }



駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。